

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第7回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年6月21日（土） 午前9時30分から12時00分まで		
開催場所	サニープレイス座間 会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	前文と条例案のまとめ、規則に盛り込む内容の検討		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 前回会議録 ③ 条例素案・前文 ④ 規則案 ⑤ パブリックコメント② ⑥ 座間市議会議員からの意見書		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 委員長のあいさつ 3 議 題 (1) 前文と条例案のまとめ (2) 規則に盛り込む内容の検討 4 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 前文と条例案についての検討</p> <p>事務局より、パブリックコメントの市民意見についての説明がありました。(市民意見の受理の遅延により、追加分があったため、検討するものです。)</p> <p>委員長より、パブリックコメントの市民意見について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <p>・市民協働推進会議が条例を作るのかという質問の回答として、市民協働推進条例検討委員会が素案を作成し、市へ答申した上で、議会へ上程し、議決により施行する予定です。について、議決されることが決まっているものではないので、「施行する予定」ではなくて「施行するもの」です。に改めた方がいいのではないかと。</p> <p>事務局より、座間市議会議員3名（安海のぞみ議員、沖永明久議員、加藤陽子議員）からの意見についての説明がありました。</p> <p>委員長より、市議会議員からの意見について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <p>・第1条について、素案においては、「協働・協働事業・多様な協働」の3つを使い分けていますので、その観点からすると、「座間市における協働の理念」を「市と市民等における協働の理念」と書き換えるのは、多様な協働に含まれる市民同士等、広く協働をとらえている考えが抜けてしまいます。「その施策における基本原則」を「協働事業の基本原則」に改めるのも、定義づけられている協働事業だけに限られてしまい、やはり広く協働をとらえている考えが抜けてしまうので、適さないでしょう。</p> <p>・第6条第4号には市民同士の協働の支援も含めてあるので、「市と市民等における」と書き換えることはできません。</p> <p>・「団体自治、住民自治」は一般の人には伝わりにくい表現です。</p> <p>・「団体自治」はそぐわないです。</p> <p>・第3条について、「役割と責任を明確にし」だと少しきついで「役</p>
-------------------------------------	--

割と責任を認識し」くらいの表現が適当ではないか。

・「地方自治」の語に違和感があります。「国」に対して「地方」なので、国家が絡まない市の条例に謳うのはそぐわないのではないかと。

・市民がこの条例を自分たちのものとして受け取れるかを考えると、柔らかい、わかりやすい表現である原案のままがいいと考えます。

・第2項の削除は、検討委員会で考える協働の概念からするとそぐわないです。協働事業の原則に規定してしまうと、協働事業のことに関してだけを謳っていることになってしまう。また、第3項の削除に関しても、基本理念があつて、その中身を第5条で記しているの、残した方がよいと考えます。

・第4条については、努力義務を課し、より徹底したいという意見かと思いますが、市民を縛るのはやめた方がいいと思います。協働が日常生活に不可欠なら、条例でわざわざ「努める」と書く必要がない。不可欠なら努めなくても行うはずで。

・協働は行政の隙間を探して行うものであると思うので、努力規定になってしまうと「探さなければいけない」といった意味になってしまうので避けたいです。

・「協働における場」を「協働において」に置き換えることについて、「協働を進めている現場」という意味合いである「協働における場」という表現の方がわかり易いと思います。

・第5条について、協働は、市の基本的な姿勢であるという市の考えがあるので、条文の「総合的な施策を実施」という箇所は、基本姿勢として推進する意味なので、残しておく必要があります。

・この意見を活かすのであれば、第3条に新たな項として、「市は施策の実施にあたって、市民等との協働を推進するよう努めるものとする。」という形で定めるのはどうか。

・第7条については、「情報共有を通じ」という表現だと、情報共有しないと、次に進めないことになってしまうので、適さないでしょう。

・目標を設定する作業を必ず行うように義務付けているのなら、検証も義務づけてもいいのではないかと。

・「成果等を検証するものとする」くらいの表現が適当ではないか。

・検証が難しいケースも考えられるので、「努める」としてはどうですか。

・協働そのものが行政にとっては「余計なもの」という感覚があるはずなので、良くて悪くても検証せずに継続するのは、他の市民に説明が

つかなくなります。

・検証するならば、互いに一定のスキルが必要です。そのために第6条第4号があるとも捉えられます。

・「協働事業において、市と市民等はその成果等を検証するよう努めるものとする」でいいのではないか。

・目標の共通化、主体の独立性、対等性、自主性、相互理解と相互補完性、責任の共有化と明確性、情報の共有化と透明性については、全て条例に含まれています。

事務局より、前文案について、説明がありました。

委員長より、前文案について、委員に意見を求めたところ、以下のよう
な意見が出されました。

・最終文に、「手続き」という語がでてきます。協働まちづくり条例は、市民からの意見を求めるための条例であり、その手続きが定められているので、「その条例では主に手続きが定めてあります」との一文を挿入した方が文意が明確になると思います。

・先ほどの議員の意見であった「地方自治の本旨（団体自治・住民自治）」を前文で表現する件はどうしますか。

・「創造性ゆたかで」のまえに「自治による」と入れるのはどうでしょう。

・入れる必要自体がないと思います。だれに対する自治なのかとういことが必ず必要になると思うので。

・確かに、「私たち一人ひとりがまちづくりに積極的に関わることが求められます」や「まちづくりの主役である市民には」などが自治の中身を表しているので、「自治」の趣旨は活かしていると思う。

・一点よろしいですか。条例内の定義では、「協働」を「取り組む」ものとしているので「行為」を示しています。しかし、前文だと「考え方」となっています。この整理はどうしましょう。

・ここの「考え方」とは、前文の最後にある「理念」を言い換えたものでしょう。定義をしている箇所ではないです。呼びかけ文の体裁をとっているので、「行為か思想か」といった厳密さを要求するのは無理があります。

(2) 規則に盛り込む内容の検討

事務局より、規則案についての説明がありました。

委員長より、規則案について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

- ・第4条に、事業の検証についてのことを入れてください。
- ・第5条市民協働推進会議の業務が広範にわたっています。協働事業の審査も入っています。部会の形式をとった方が運営が楽になると思います。
- ・条例本文の「市の役割」と見比べながら考えると、「協働を推進する総合的な施策」と「協働のための環境づくり」に関して言及がないので加えた方がいいです。協働に関する総合計画を作る必要はないかもしれませんが、指針をつくるなど、ある程度の「総合的な施策」について触れた方がいいのではないかと。
- ・環境づくりに関しても、第6条全体を受ける箇所を設けてください。定義のつぎあたりでもいいのではないかと。
- ・条例の「市民等」の定義をもっと砕いて記載する必要はないかと。
- ・それは逐条解説ないしハンドブックの類で記すことではないかと。
- ・用語で解釈に幅があるものを明確にすること等が逐条解説の役割です。規則では具体的な手続きやそのための様式を定めることが多いです。
- ・協働推進計画といった条を設け、会議でその推進を図るといった形にしておいた方が、担当課も事業を打ち出す際にやりやすいのではないかと。いずれにしても、事業計画が、規則等に根拠を持つものであった方が、担当課が取り回しやすいと思います。
- ・第3条「中間支援機関」は、定義が必要ではないですか。また、第3条第2項は「市民等を支援する中間支援機関を、市民等が支援する」といった意味で、不自然ではないかと。
- ・用語に関しては「中間的な機関を設置する」といった表現にするか、定義をつけるのがよいと思います。
- ・条例第6条第4号を「協働を促す中間的な機関への支援」として、その機能を規則で定めましょう。また、先ほどの計画の話として、条例第6条を「次に掲げる施策に計画的に取り組む」と書き換えるのはどうか。それを規則でも受けてください。
- ・協働の推進は、広い意味での行革であるという考えを持っているので、

他の計画を作る際にも本条例の理念を参照するような定めがあってもいいのではないか。専門部会に委任できる形が良いのではないか。また、会議のメンバーも、第3号で「市民活動団体の代表者」ではなく「市民活動団体等の代表者」が適当ではないか。

- ・ 中間支援機関の定義を規則で定めたいのですが、どうですか。
- ・ 条例第2条第2項を建てて、中間支援機関の定義付けをするのはどうか。第3条ではその機能を謳うことにしましょう。

ワーキンググループ委員より、ガイドブック等に関するワーキンググループ内での検討結果について説明があった。

委員長はこれを受けて委員に意見を求め、全員で検討した。

ワーキンググループ委員はその内容を踏まえてガイドブックの作成に入ることとした。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。